

札幌市 農業委員会だより

第17号

平成31年3月

ご存知ですか？ 身近な相談相手「農地利用最適化推進委員」

農地利用最適化推進委員とは？

Q1 農地利用最適化推進委員（推進委員）の役割は？

農業委員会の重点業務である「農地利用の最適化の推進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進）のために推進委員が新設されました。

推進委員は、担当地区内の農地の状況を把握し、地域の農業者からの農地の利用・処分や新規就農希望などの相談・要望を受け、行政や関係機関につなげるパイプ役です！

Q2 どんな人が農地利用最適化推進委員になっているの？

農業委員会による公募を経て、平成29年6月に、農地利用の最適化の推進に熱意と識見がある方に推進委員を委嘱しました。

推進委員の活動

◆ 農地の利用状況調査

農地法では毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが定められており、今年度も6月から9月にかけて、農業委員と連携して現地調査を行いました。適正に耕作、保全されている農地が多い一方で、荒廃が進んでいる遊休農地の現状も確認しました。

推進委員による利用状況調査は2年目を迎え、「遊休農地が発生しないよう防止に努めることが重要」、「貸し手と借り手の条件が合致せず、マッチングは難しい」などの意見が聞かれました。

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには大変な手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながりますので、草刈りや耕起などを行い、農地を適正に管理していただきますようお願いいたします。

ご自身で農地の耕作や管理が困難になり、貸付け等のご意向がある方は、担当地区の推進委員（または農業委員会）までお気軽にご相談ください。



農地の状況を確認する推進委員たち

◆ 就農状況確認

次世代を担うことが期待される就農希望者や新規就農者を支援するため、札幌市では、関係機関・団体との連携のもと、『新規就農者サポートチーム』による現地面談を実施しています。

新規参入の促進は、農業委員会の必須業務の一つであることから、推進委員もサポートチームの一員として参加しています。今年度は9月に、就農5年以内の新規就農者15組の各圃場を訪問して就農状況を確認し、推進委員は自らのこれまでの経験をもとに助言等を行いました。



サポートチームによる就農状況確認

◆ 人・農地プラン



グループごとに意見交換

持続可能な力強い農業を実現するためには、担い手不足や増加する遊休農地の問題などを一体的に解決する必要があり、札幌市でも、地域ごとに農業者の皆さまや関係機関が集まり、問題解決のための「人・農地プラン」の策定・更新を行っています。

札幌市では今年度も1月から2月にかけて、人づくりに着目し、農業経営を発展させるためのセミナー・ワークショップを開催しました。このワークショップは地域農業の実情等を把握する上でも重要な機会であることから、農業委員と推進委員も参加して、地域のさまざまな課題について活発に意見交換を行いました。

◆ 市内農業事情調査

札幌市農業委員会では、作況や農業事情の調査のため、市内の農地や農業関連施設等への視察を毎年行っています。今年度は8月に、株式会社パイオニアジャパン（白石区）と株式会社アド・ワン・ファーム（東区）を訪問しました。

パイオニアジャパンでは、惣菜商品に使う加工野菜の販売などのほか、グループ会社による農作物を加工・販売する6次産業化について説明を受けました。アド・ワン・ファームでは、温室で通年生産している野菜の栽培や、店頭に並ぶサラダ野菜などを扱う施設での徹底した衛生管理を見学しました。



パイオニアジャパンでの事業説明



アド・ワン・ファームの温室

農地利用最適化推進委員

(平成31年1月1日現在)

平成29年6月に委嘱を受け、まもなく活動3年目に入ります。「遊休農地を解消していくことよりも、発生防止に努めることがもっと重要だ」、「自分が就農した時に苦労した経験から、新規就農者には適切な情報提供が欠かせない」など、ますます情熱を持って課題に取り組んでいます。

農地の利用・処分、遊休農地の防止・解消など、皆さまにお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください！

第1地区（北区）



大萱生 勝



菅 栄



近藤 克宜



澤田 喜幸



武田 泰典

第2地区（東区）

第3地区（白石・厚別・豊平・清田）



北嶋 茂



塚本 光顯



鶴見 幸則



大西 智樹



西山 邦宏



松下 秀彰

第4地区（南区）

第5地区（中央・西・手稲）



東 正信



稲野邊 努



上山 雅彦



菅原 繁



岡島 日登美



木内 勝敏

お問い合わせ：札幌市農業委員会事務局

TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132

E-mail nogyo@city.sapporo.jp

農地賃借料情報（平成30年）

平成30年1～12月に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりです。

農地区分	平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ 数	適用地域	
田	実績なし (10,000)	実績なし (10,000)	実績なし (10,000)	実績 なし (4)	市内全域	
畑	東部	8,100 (8,100)	13,000 (16,500)	3,500 (3,000)	68 (195)	北区／篠路町太平、篠路町上篠路、 篠路町篠路 東区／栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区／東米里 豊平区／市街化調整区域の全域 清田区／市街化調整区域の全域 中央区／市街化調整区域の全域
	西部	12,200 (12,200)	15,896 (18,542)	10,000 (9,593)	40 (95)	南区／市街化調整区域の全域 西区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田を除く市街化調整区域の全域
	平野部	5,600 (5,800)	9,198 (10,000)	3,500 (3,000)	23 (69)	北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、 西茨戸、篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
	牧草・ 飼料畑	3,300 (3,300)	5,000 (5,000)	2,000 (1,500)	148 (360)	市内全域

※ ()内の金額等は3か年の値です。 ※ 金額はすべて年額です。

農地を転用する場合は手続きが必要です！

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用したりするなど、農地を農地以外の目的で利用する場合（＝農地を転用する場合）には、許可申請や届出の手続きが必要です。自己所有の農地に、自宅や、農業用倉庫などの農業用施設を建築する場合であっても、農地法の転用許可が必要となる場合があります。

適法な手続きを経ず無断で農地を転用した場合や、許可を受けても許可条件に違反した場合などは農地法違反となり、違反したままでは、新たに農地を取得して規模を拡大しようとする場合など、今後の土地利用の際に様々な支障が生じます。また、個人の場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金の刑事罰が科せられる場合もあります。

転用が認められない農地や用途がありますので、農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの場合は、事前にご相談ください。

農地改良をする時は、お早めにご相談ください。

農地を改良する目的で切土・盛土等を行う場合は、農業委員会への届出をお願いしています。大切な農地に手を加えることとなりますので、農地改良の内容等についてご不明な点がある場合は、お早めにご相談ください。



編集・発行 札幌市農業委員会事務局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階

TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>

E-mail nogyo@city.sapporo.jp



SAPPORO